

小野町都市計画マスタープラン（素案）

町民説明会

開催日程 令和5年10月5日（木）・6日（金）

場 所 小野町勤労青少年ホーム 小ホール

説明会の趣旨

町では、社会環境や町民ニーズの変化に的確に対応し、魅力と活力のある「小野町」をつくり上げ、将来にわたって持続していくため、土地利用や施設整備などのまちづくりの方針となる小野町都市計画マスタープランの策定を進めています。

今般、素案がまとまりましたので、まちづくりの方針についてお知らせするため、その概要について説明会を開催することとしました。

《留意事項》

- ・小野町都市計画マスタープラン（素案）の内容は多岐にわたることから、本説明会では、素案の概要について説明いたします。
- ・小野町都市計画マスタープラン（素案）については、小野町公式ウェブサイト並びに小野町役場（地域整備課）で閲覧することができます。

〔小野町公式ウェブサイト〕

https://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki8/entry_5.html

パブリックコメントを募集しています

都市計画マスタープラン（素案）に対する意見を頂戴するため、パブリックコメントを募集しています。

【公表場所】小野町公式ウェブサイト・小野町役場（地域整備課）

【募集期間】令和5年10月19日（木）まで

【提出方法】直接提出・郵送・ファックス・電子メール



問合せ先

小野町役場 地域整備課

電 話：0247-72-6937

F A X：0247-72-3121

E-mail：tiikiseibika@town.ono.fukushima.jp

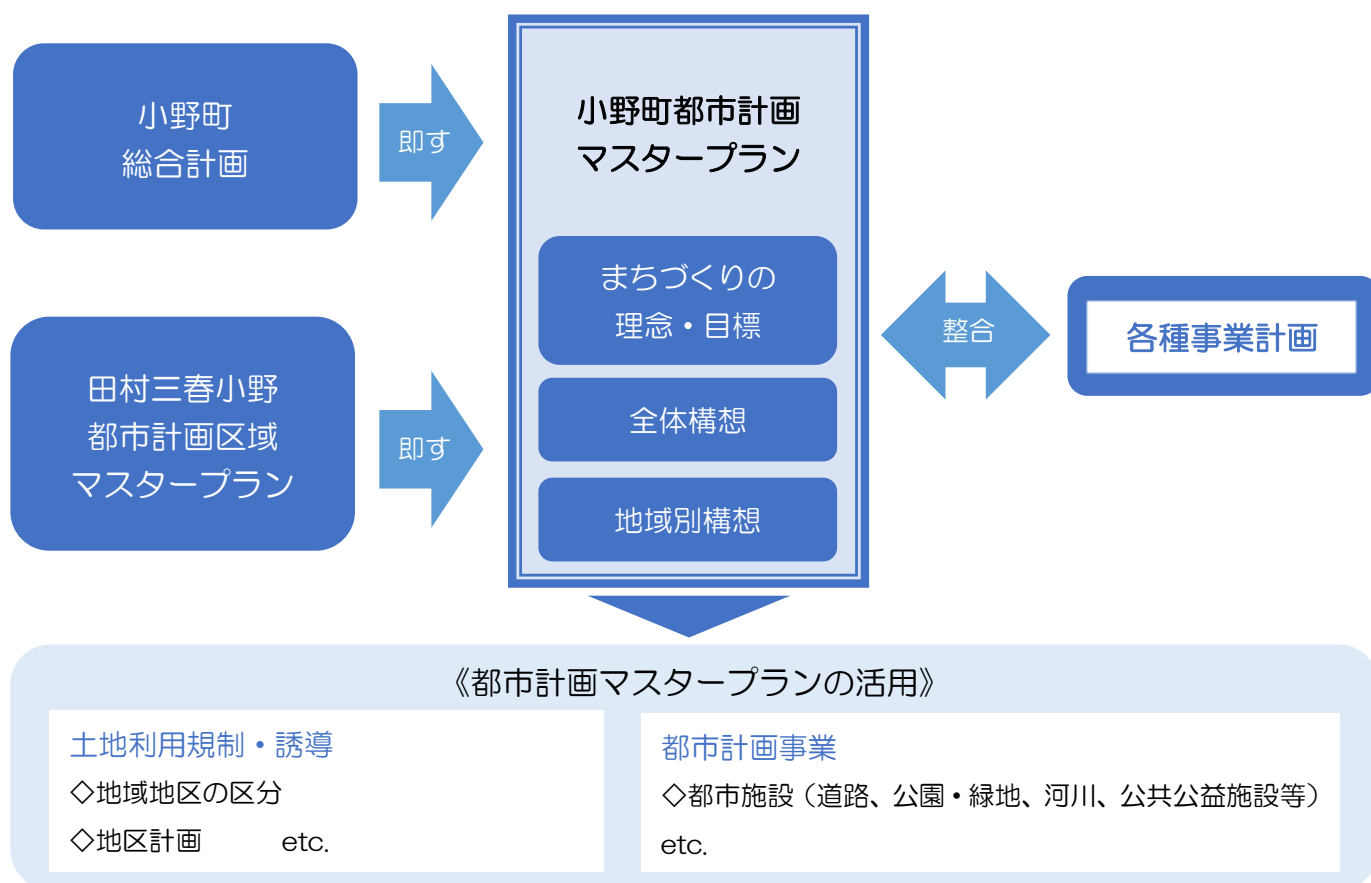
小野町都市計画マスタープラン（素案）概要版

1 都市計画マスタープランの基本的な考え方

◆都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものであり、まちづくりの最上位計画である「小野町総合計画」並びに広域調整の観点から福島県が策定する「田村三春小野都市計画区域マスタープラン」に即して策定します。

都市計画マスタープランには、小野町の将来的な土地利用や施設の整備方針を示しますが、具体的な事業や実施方法は、各事業の個別計画（既存・新規）に定められます。



◆計画の目標年次

策定年時からおおむね20年後の令和25年度（2043年度）とします。

また、社会情勢や生活スタイルが著しく変化することが見込まれることや上位計画である小野町総合計画の計画期間が5年間であることを踏まえ、本都市計画マスタープランも適時見直すこととします。

◆対象区域

都市計画区域外を含む一体的な取り組みを想定し、町全域を計画対象区域としています。

2 まちづくりの課題整理

社会情勢や町の現況、町民アンケート調査の結果から、まちづくりの課題を整理しました。

◆土地利用について

住宅地

- ・住環境の向上
- ・居住誘導
- ・空き家・空き地等の有効活用

商業地

- ・都市機能の集積
- ・賑わいの再生
- ・地区の役割の明確化

工業地

- ・雇用の促進、産業の活性化
- ・働く場の創出

農地・自然

- ・自然環境の保全
- ・農地、山林の保全

◆都市施設について

交通施設

- ・歩行空間の確保
- ・公共交通の充実
- ・インフラの維持

公園・緑地

- ・公園・緑地の適正管理・配置

河川

- ・河川等の維持
- ・浸水被害対策

公共施設等

- ・適正配置
- ・バリアフリー化の促進
- ・医療施設の維持
- ・子育て環境の充実

◆都市環境について

景観

- ・自然環境の保全
- ・歴史資源の保全
- ・景観づくりの誘導

防災

- ・都市防災の強化
- ・防災まちづくりの推進

環境

- ・自然の保全・活用
- ・資源循環の促進

3 全体構想

◆基本理念

本町では、社会環境や町民ニーズの変化に的確に対応しつつ、より一層魅力と活力のある小野町をつくり上げ、将来にわたって持続していくため、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までを期間とした「小野町総合計画」を町の上位計画として策定し、これに基づいたまちづくりを進めていきます。

本都市計画マスタープランにおいても、「小野町総合計画」の将来像「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」を基本理念として設定し、また将来像を実現するための目標を設定します。



3 全体構想（続き）

◆将来都市構造

将来都市構造は、将来の都市の骨格をなす姿形を表現し、「都市拠点」「都市軸」「基本ゾーニング」の配置、機能の位置づけを定めます。



市街地形成ゾーン

本町の市街地部分は、JR 磐越東線と幹線道路、右支夏井川に沿うように市街地が形成されており、快適な住環境を提供しています。良好な住環境を維持するため、今後は用途地域などの地区計画の設定により地勢に応じた誘導を図ります。

自然環境保全ゾーン

本町の大部分を占める山林と農地は、本町の景観特性として保全し、同時に環境保全の観点からも緑地の積極的な保全を図ります。

水源涵養保全ゾーン

本町の水問題は将来にわたって重要なものであり、現在の水源地周辺の山林の保護と水源の確保を積極的に進め、安全で美味しい水を安心して飲める環境を確保します。

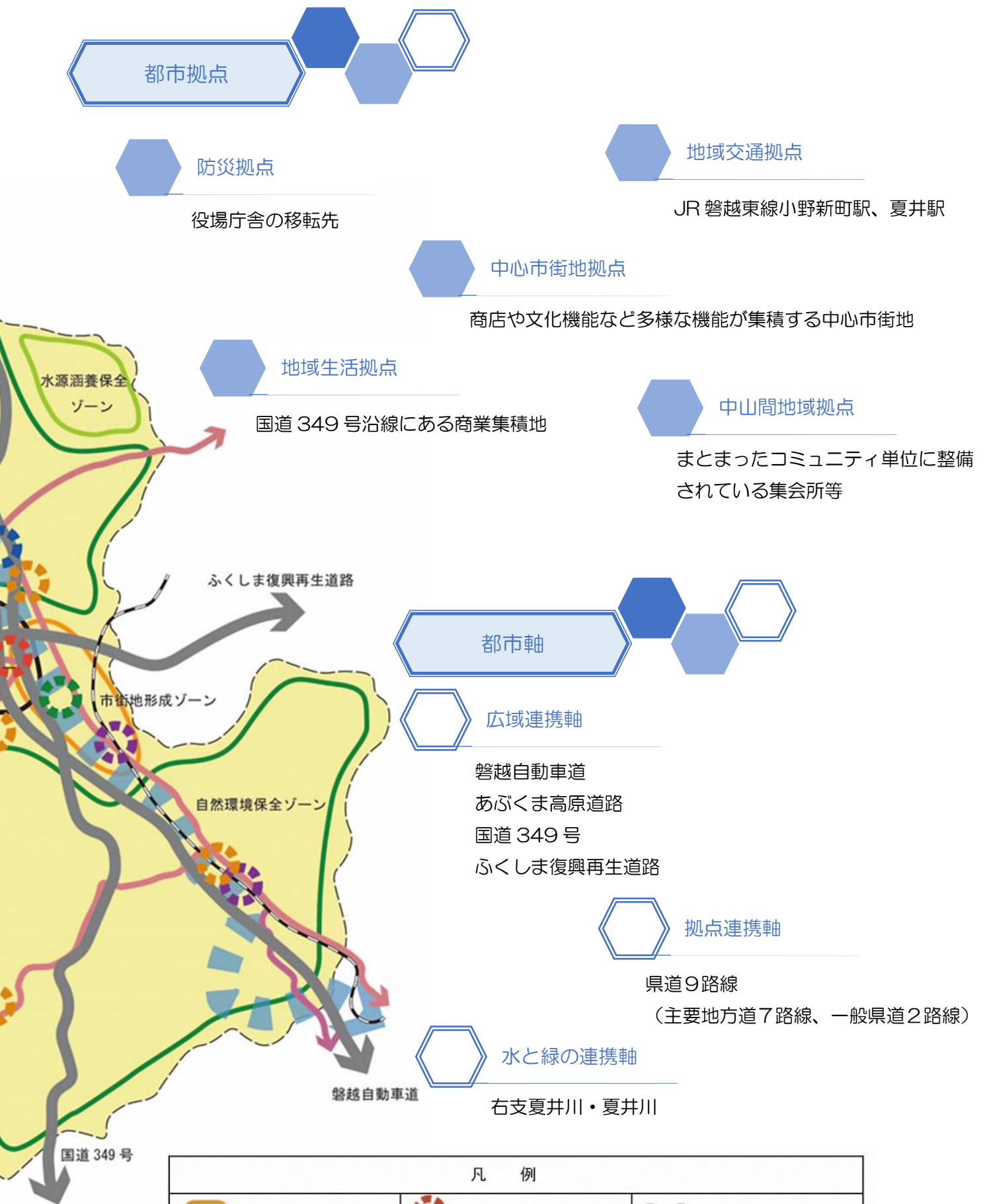
インター周辺ゾーン

小野インターチェンジ周辺は、高速交通体系の結節拠点としての役割を担っているため、広域的な連携・交流を促進するためのエリアとして、物流機能や産業・業務機能をはじめとする多様な都市機能の立地の誘導を図ります。

また、広域連携軸が重なる場所に位置し、広域的に見ても高い防災性を有していることから、町民の安全・安心の拠点となり持続可能な行政サービスを提供するため、小野町役場の新庁舎を整備し、これにより有事の際の支援拠点として防災機能の充実を図ります。

なお、小野インターチェンジ周辺は広域的な都市構造のあり方を踏まえ、小野高校の空き校舎等（土地・建物）も含め、本町の持続的発展につながる整備を計画的に推進するほか、秩序ある開発を指導し、良好な都市空間の形成を図ります。





凡 例		
 市街地形成ゾーン	 防災拠点	 広域連携軸
 インター周辺ゾーン	 地域交通拠点	 拠点連携軸
 自然環境保全ゾーン	 中心市街地拠点	 水と緑の軸
 水源涵養保全ゾーン	 地域生活拠点	
	 中山間地域拠点	

3 全体構想（続き）

◆分野別構想

まちづくりに関連する施策や取り組みを「土地利用の方針」「土地利用の配置方針」の観点から着目し、まちづくりの方針を整理するものです。

◆土地利用の方針

●地域特性に応じた役割が明確な土地利用の誘導

住居系、商業系、工業系、それぞれの機能配置を明確化し、良好な居住環境の創出と乱開発を抑制した秩序ある土地利用の展開を図り、各機能が相互に補完できる役割が明確な土地利用を図ります。

●効果的な結びつきによる結節性の強化

各種機能を効果的につなぐ軸形成と、密接に結びつく機能配置により、結節性を強め、高速交通体系と地域交通網が連携を果たすよう効果的誘導を図ります。

●豊かな自然資源の維持・保全と活用

右支夏井川などの水辺をはじめ、森林景観や市街地緑地など優れた自然環境を、町の環境を醸成する貴重な財産として保全するとともに、河川空間とまち空間が融合したにぎわいある良好な空間形成を目指し、水と緑を有効に活用します。



主要用途	用途の配置の考え方
住居系用地	住宅環境を維持する地区
集落居住地	周辺集落地区において、今後農村環境の整備と一体になって居住環境を維持する地区
商業系用地	商業等の業務の利便性を高める地区
沿道型業務地	幹線道路や主要な道路沿道で自動車利用者や最寄りの利用者に対するサービス機能を高める地区
工業系用地	工業の立地を図る地区
産業・業務複合用地	地域の利便性向上に資する産業、物流、防災機能などの機能を集積する地区
公共公益施設用地	官公庁及び公共施設の立地を図る地区
生産農地	農業生産基盤を保全・整備すべき地区
保全緑地	貴重な自然資源として保全・活用すべき地区
森林公園	森林レクリエーション施設として活用する地区

凡 例	
	住居系用地
	集落居住地
	商業系用地
	沿道型業務地
	工業系用地
	産業・業務複合用地
	公共公益施設用地
	生産農地
	保全緑地
	森林公園

◆都市施設の方針

道路交通施設

新庁舎と中心市街地を核とする町内交通ネットワークの強化を図るとともに、町内の交通流動を支え、地域コミュニティの活性化に寄与する町道等を維持・管理します。

また、市街地内の主要施設と商業集積地とを結び、河川を軸とする歩行系ネットワークの構築を図ります。

公園・緑地

町民の憩いの空間となる公園・緑地の整備を図り、うるおいある環境空間の創出に努めるとともに、既存公園施設の長寿命化や災害時の避難場所としても利用可能な体制づくりの強化を図り、既存公園施設の機能強化等を進めます。

また、森林を活用したレクリエーション施設の維持を図り、緑地空間を確保します。

河川

河川改修の整備促進や河川の活用を図ります。

公益的施設

教育施設、社会教育施設、医療・保健・福祉施設、観光・交流施設などの施設の整備や維持管理を行います。

◆都市環境の方針

自然的な景観

本町の景観を構成する森林は、自然環境や生態系などへの関心の高まりを受け、積極的に保全するとともに、緑化の推進及び生態系回復のための手だてを積極的に行います。

都市の骨格となる空間の景観

本町の都市景観の骨格となる道路及び河川は、各々が市街地の都市景観の軸となるよう整備を行います。

緑地環境

将来にわたって緑地環境の保全・育成・創出を図り、町民のうるおいと安らぎを与える緑地空間づくりに努めます。

都市防災

都市の防災面や公園等の空地問題など、都市活動が活発化するにつれ発生する様々な問題をひとつずつ解消し、快適でゆとりある都市生活が享受でき、都市活動に支障を来すことのない都市環境の形成を図ります。

3 全体構想（続き）

◆実現化方策

●実現に向けた基本的な考え方

まちづくりを進めるにあたっては、事業の目的や地区の状況等を整理し、町民や事業者、団体のニーズに対応した町民主体のまちづくりを基本とするよう努めます。

●適切な手法の選択

まちづくりを進めるにあたっては、道路、公園等の施設を整備するための事業や土地利用、建築に関する規制・誘導するための制度や条例など様々な手法があります。これらの手法の中からそれぞれの目的に応じた適切なものを選択し、また、組み合わせることにより、よりよいまちづくりを進めます。

また、新たな課題に対応し、目指すべき将来都市構造を着実に実現するために、優先度の高い事業に重点的に投資し、積極的な推進を図ります。

●個別計画などの作成

本都市計画マスタープランを基本として、個別計画などを策定・改定するとともに、個々の計画や事業の熟度・効果を考慮し、まちづくりを推進します。

●推進体制と財源確保

・まちづくりの推進体制

地域づくり協議会の設立などを支援し、協働の推進体制を構築します。

・開かれた行政の推進

町公式ウェブサイトの充実や公式 SNS（LINE、Facebook、YouTube 等）を活用した双方向の情報媒体を通じて効果的な情報発信に努めます。

・持続可能な行政運営の推進

経費全般の節減や自主財源の確保に向けた取り組みを進めるとともに、財政状況の分析・公表により多様化するニーズの把握に努め、事業の厳選と財源配分を行うことで効果的・効率的な財政運営を推進しま

4 地域別構想

◆地域区分

都市計画マスタープランの地域別構想は、土地利用の状況や日常生活上の交流の範囲を考慮し、適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましいとされているため、旧町村単位での地域の設定を行うこととします。

地域間の連携

人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、今後は地域間の連携が重要となってきています。

地域間連携を促進するため、歩行者や自転車にも配慮した、安全で利便性の高い連絡道路網の維持・整備を図るとともに、行政や地域住民と民間事業者などの連携により公共交通体系を強化し、3地域間の連携を図ります。

